

第3節 警戒宣言発令時の対応措置

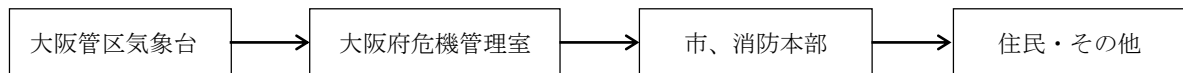
市は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進める。

第1 東海地震予知情報等の伝達

市は、東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発令されたときは、迅速に住民等に伝達する。

1 東海地震予知情報

(1) 伝達系統

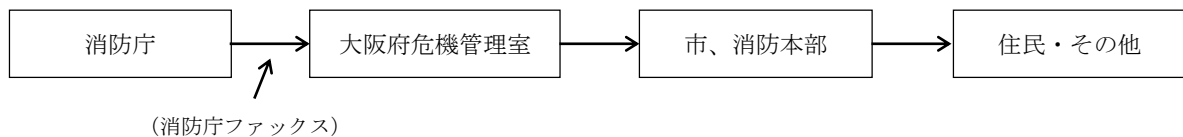


(2) 伝達事項

- ア 東海地震予知情報
- イ その他必要と認める事項

2 警戒宣言

(1) 伝達系統



(2) 伝達事項

- ア 警戒宣言
- イ 警戒宣言の解除
- ウ その他必要と認める事項

第2 警戒態勢の確立

市は、警戒宣言が発令されたときから、地震が発生するまで又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

ただし、東海地震は、東南海・南海地震を誘発するおそれもあることから、警戒宣言の解除が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続する。

1 組織動員配備体制の確立

- (1) 市は、震度予想や地域の実情に応じて、災害警戒本部を設置する。
- (2) 市及び府は、必要な動員配備体制をとる。
- (3) その他防災関係機関は、災害対策（警戒）本部を設置し、動員配備を行う。
- (4) 情報交換を通じて関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力要請する。
- (5) 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検を行う。

2 消防・水防

市及び水防管理団体、府等は、迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講ずるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

- (1) 地震予知情報等の収集と伝達
- (2) 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒

(3) 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備

(4) 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

3 交通の確保・混乱防止

和泉警察署及び道路管理者は、関係機関との緊密な連携の下、情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

(1) 交通規制、交通整理

(2) 交通規制等への協力と安全走行についての広報

4 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、国及び関係機関との密接な連携の下に、運行規制又は安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講ずる。

5 ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講ずる。

6 危険箇所対策

(1) 市は府と連携を図り、地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して、巡視点検を行う。

(2) 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所に係る住民については、市長は、和泉警察署等の関係機関と連携し、あらかじめ指定した避難所に事前避難させる。

7 社会秩序の維持

(1) 警戒警備活動

和泉警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力の下、犯罪防止対策を重点とした警戒警備活動を実施する。

(2) 生活物資対策

市は、府及び関係機関とともに、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないように、必要な措置を講ずる。

8 多数の者を受入れる施設

学校、医療機関、社会福祉施設等多数の者を受入れる施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

第3 住民・事業所に対する広報

防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときは、住民、事業所に対し、混乱防止のための広報を行う。

1 広報の内容

(1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置

(2) 出火防止、危険防止、発災時の対応など、家庭及び職場において自らとるべき防災への備え

(3) 自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ

(4) 流言防止への配慮

(5) 避難行動要支援者への支援の呼びかけ

(6) 防災関係機関が行う防災活動への協力 など

2 広報の手段

(1) 防災関係機関は、報道機関と連携して広報を行う。

(2) 市は、市防災行政無線、メール、SNS、広報車などを活用し、消防団、町会・自治会等の住民

組織とも連携して広報を行う。

(3) 広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。